

(目的)

第 1 条 この条例は、上牧町のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、町民・議会・執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 住民 町内に住所のある人をいいます。

(2) 町民 町内に住む人、仕事先や学校が町内にある人、及び町内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。

【説明】主権者『参政権(政治に参加する権利)をもつ住民』と主体『まちづくりの担い手』の区別については、おおむね広義の「町民」で表現し、「議会」「住民投票」など参政権に関わる部分のみ「住民」として区別。

※ 別案

(1) 町民 町内に住む人、町内で働く人、学ぶ人、及び町内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。

【説明】町民をまちづくりの主体(担い手)として広義で定義し、「審議会」「住民投票」など意思決定に関わる項目については、町民の個別要件を別途定める。生駒市など多くの基本条例で採用されていますが、参政権を持つ主権者とまちづくりの主体を同一視して外国人参政権につながると反対する声もあります。

(3) 執行機関 行政事務を管理執行する機関で、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。

(4) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。

(5) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(6) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を認識し、互いに不足する所を補い合い、対等の立場で協力することをいいます。

(7) まちづくり 豊かで暮らしやすい地域社会をつくるための取り組みをいいます。

【説明】「まちづくり」とは、ハード面(道路・公園・建物等)における街づくりだけでなく、生活環境・自然環境などのソフト面も含めた幅広い分野(歴史・文化・教育・福祉等)において地域社会を活性化・改善し、豊かで暮らしやすい地域社会を実現していく活動全般を意味します。

(最高規範性)

第 3 条 この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

2 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。

<全体会検討用> 第 章 条例の見直し等

(取り組み状況の評価)

第1条 町は、この条例において取り組むべきと定められている事項について、毎年定期的に取り組み状況进行评估し、その結果を公表しなければなりません。

(条例の見直し)

第2条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2 第1項に規定する検討を行う場合、もしくは町が見直しを要望する場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。

(条例の改正)

第3条 条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けると共に、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。

<全体会検討用> 【広域連携】

(広域連携)

第 条 町は、共通する課題を解決するため、他の自治体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。